

## 公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、令和 2 年 11 月から同年 12 月まで実施した監査の結果に関する報告について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 9 日

山形県監査委員	小	野	幸	作
山形県監査委員	木	村	忠	三
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	海	老	名	信
				乃

## 第 1 監査の概要

## (1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年山形県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

## (2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

## (3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

## (4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

## 第 2 監査実施状況

監査は、監査対象機関 35 箇所について実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
酒田西高等学校	令和 2 年 11 月 12 日	木村委員	海老名委員
遊佐高等学校	令和 2 年 11 月 12 日	木村委員	海老名委員
鳥海学園	令和 2 年 11 月 18 日	小野委員	武田委員
酒田東高等学校	令和 2 年 11 月 18 日	小野委員	武田委員
酒田警察署	令和 2 年 11 月 18 日	小野委員	武田委員
金峰少年自然の家	令和 2 年 11 月 18 日	木村委員	海老名委員
鶴岡北高等学校	令和 2 年 11 月 18 日	木村委員	海老名委員
庄内農業高等学校	令和 2 年 11 月 18 日	木村委員	海老名委員
庄内児童相談所	令和 2 年 11 月 27 日	小野委員	武田委員
鶴岡乳児院	令和 2 年 11 月 27 日	小野委員	武田委員
鶴岡警察署	令和 2 年 11 月 27 日	小野委員	武田委員
庄内食肉衛生検査所	令和 2 年 11 月 27 日	木村委員	海老名委員
鶴岡工業高等学校	令和 2 年 11 月 27 日	木村委員	海老名委員
酒田光陵高等学校	令和 2 年 11 月 27 日	木村委員	海老名委員
鶴岡養護学校	令和 2 年 11 月 27 日	木村委員	海老名委員

最上教育事務所	令和2年12月2日	小野委員	武田委員
新庄神室産業高等学校	令和2年12月2日	小野委員	武田委員
新庄警察署	令和2年12月2日	小野委員	武田委員
新庄北高等学校	令和2年12月2日	木村委員	海老名委員
新庄養護学校	令和2年12月2日	木村委員	海老名委員
環境科学研究センター	令和2年12月8日	武田委員	—
こども医療療育センター庄内支所	令和2年12月8日	武田委員	—
知的障がい者更生相談所庄内支所	令和2年12月8日	武田委員	—
産業技術短期大学校庄内校	令和2年12月8日	武田委員	—
庄内職業能力開発センター	令和2年12月8日	武田委員	—
山形空港事務所	令和2年12月8日	武田委員	—
置賜教育事務所	令和2年12月8日	武田委員	—
米沢興譲館高等学校	令和2年12月8日	武田委員	—
米沢東高等学校	令和2年12月8日	武田委員	—
高畠高等学校	令和2年12月8日	武田委員	—
鶴岡中央高等学校	令和2年12月8日	武田委員	—
加茂水産高等学校	令和2年12月8日	武田委員	—
庄内総合高等学校	令和2年12月8日	武田委員	—
天童警察署	令和2年12月8日	武田委員	—
長井警察署	令和2年12月8日	武田委員	—

### 第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が、重要な点において、法令に適合し、正確に行われている。

#### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

##### イ 新庄北高等学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 1件  
借上バス使用料

請求書受理日 令和元年8月16日

支払日 令和元年12月6日

支出額 51,090円

b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 5件 合計  
137,601円

主な事例は以下のとおり

産業廃棄物収集運搬業務委託料（令和元年7月分）

請求書受理日 令和元年9月30日

支払日 令和元年12月26日

支出額 28,789円

(ロ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

令和元年度新庄北高等学校最上校昇降口階段袖壁修繕工事

契約金額 2,024,000円

要契約保証金 202,400円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意した主なものは、次のとおりである。

イ 支出

(イ) 報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のものがある。(新庄北高等学校)